特定化学物質障害予防規則等が改正されました。

平成27年 11月1日 適用

参考資料：基発0930第9号 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」

ナフタレン等（ナフタレン及びこれを重量の１％を超えて含有する製剤その他の物）及びリフラクトリーセラミックファイバー等（リフラクトリーセラミックファイバー及びこれを重量の１％を超えて含有する製剤その他の物）が特別管理物質に追加されました。
これに伴い、ナフタレン等及びリフラクトリーセラミックファイバー等については、特化則第38条の３の作業場内掲示の対象となりました。

特定化学物質関係標識　　法令の改正等により予告なく内容を変更する場合が有りますのでご了承ください。

■サイズ／450×600×1㎜　■材　質／硬質エンビ　■仕　様／表印刷・両面シートテープ６枚付　　価　格　¥2,500

平成27年 10月末 販売開始

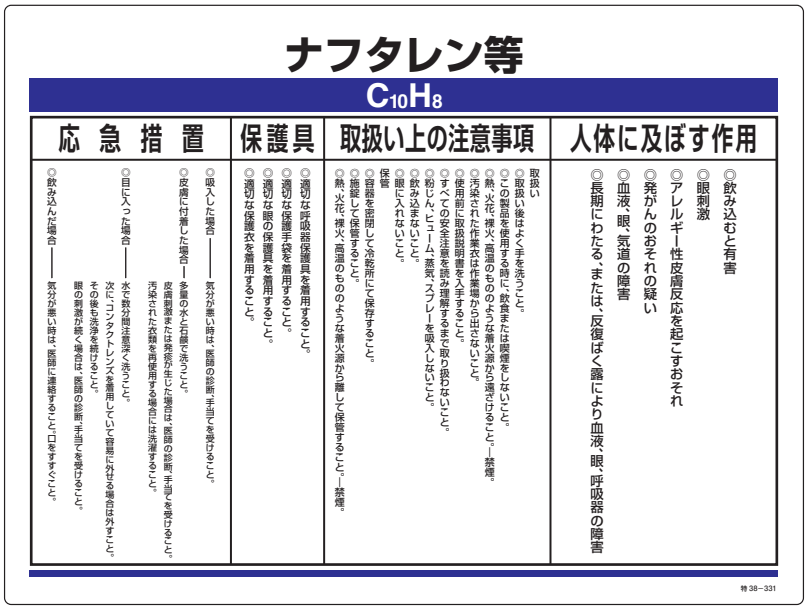

035331
特38－331

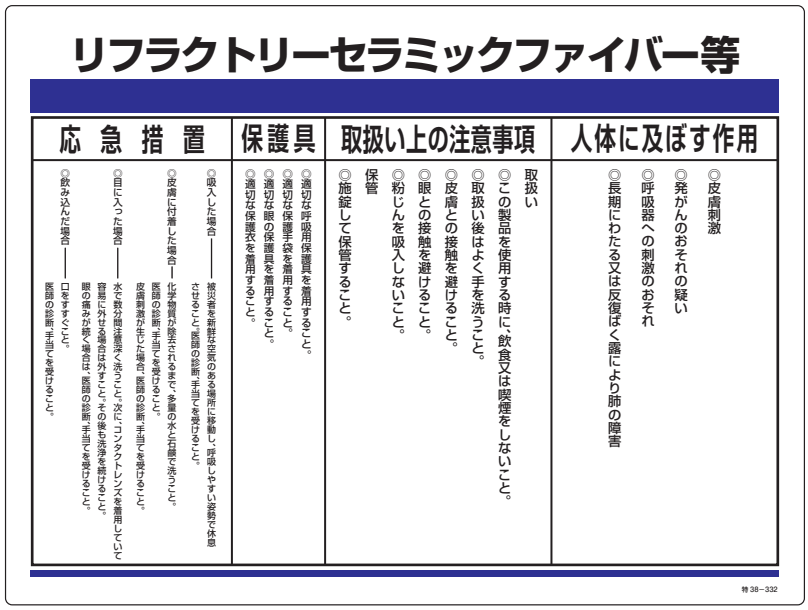

035332
特38－332

※標識の内容は、厚生労働省ホームページ『職場のあんぜんサイト』SDSの内容をもとに作成しております。
作業場でお持ちのSDSの内容をもとにした標識も特注にて承ります。その際はSDSのご提示、及びSDSの抜粋箇所のご指示をお願いいたします。

株式会社 日本緑十字社
URL.http://www.jgc-inc.co.jp/

表示価格：消費税は含まれておりません。